

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
5月14日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....一〇
- 道路の供用の開始(道路整備課).....一一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....一二
- 公告
契約の締結(情報企画課).....一五
- 一般競争入札の実施(水産振興課).....一六
- 建築士の免許の取消し(建築指導課).....一七
- 人委公告
令和元年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....一八
- 令和元年度山口県保健師採用試験の実施.....一九

山口県告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年五月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 湯の口美祢線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
美祢市美東町大田字横打四五一八の 一地从先から 同市美東町大田字馬渡四四七四地先 まで	旧	最狭 六・三・五	三〇六・〇	道路改良工事の 完了による。
	新	最狭 一四・五・六	二六一・七	
美祢市美東町大田字高山四三六二の 一地从先から 同市美東町大田字師嶺一八一九の 一地先まで	旧	最狭 四・二・八	一三四・〇	道路改良工事の 完了による。
	新	最狭 二・三・三	一三四・〇	
美祢市美東町大田字山田境四三九二 の 一地从先	旧	最狭 五・四・八	三六・〇	道路改良工事の 完了による。
	新	最狭 一〇・五・七	三六・〇	
美祢市美東町大田字嶺ノ本一一八〇 四地先から 同市美東町大田字山田境四四〇五の 一地先まで	旧	最狭 五・四・〇	五六・五	道路改良工事の 完了による。
	新	最狭 一・四・六	五六・五	

山口県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年五月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
湯の口美祢道	美祢市美東町大田字横打四五一八の 一地从先から 同市美東町大田字馬渡四四七四地先 まで	令和元年五月十五 日
	美祢市美東町大田字高山四三六二の 一地从先から 同市美東町大田字師嶺一八一九の 一地先まで	

線

美祢市美東町大田字山田境四三九二の一地先
美祢市美東町大田字嶺ノ本一八〇四地先から
同市美東町大田字山田境四四〇五の一地先まで

山口県告示第三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十九年山口県告示第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

藤ヶ浴地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
山陽小野田市	小野田	藤ヶ浴	六九八五の一七	一号
〃	〃	大滝打越	一一二九九の一	二号
〃	〃	大滝	一一二九八の一	三号
〃	〃	〃	一一二九七の一	四号
〃	〃	〃	一一二九八の一	五号及び六号
〃	〃	〃	一一二九八の九	七号
〃	〃	藤ヶ浴	六九八五の二	八号



(四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
人事給与福利厚生システム用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十一年三月二十六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号
- 六 落札金額
五千二百二十六万五千四百円
- 七 入札公告日
平成三十一年二月十二日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法 借入れ
 - (三) 落札方式 最低価格
- (五) 一般競争入札の実施
次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
令和元年五月十四日
山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

- (一) 業務の名称及び数量

漁業取締船せきしよの定期検査業務(船体部) 一式

(一) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(二) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三十七号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十一号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

令和元年六月二十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和元年六月

二十五日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

令和元年六月二十五日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年六月十日午後五時までに、山口県会計管理局会計課(電話

〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三三三九一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the service to be required : A regular inspection of the hull of the fisheries patrol boat Sekisho
- (3) Term of the contract : Specified in the tender manual
- (4) Contact point for the notice : Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)
- (5) Time-limit for tender : 5:15 P.M. June 24, 2019
(In case of bringing a tender :10:00 A.M. June 25, 2019)

一 入札に付する事項

- 次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量
漁業取締船せきしょうの定期検査業務(機関部) 一式
- (二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間
入札説明書による。

二 入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三十七号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十一号)に基づく資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。
入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

令和元年六月二十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和元年六月二十五日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

令和元年六月二十五日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年六月十日午後五時までに、山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課（電話〇八三一九三三―三五一〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Sekisho

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 24, 2019
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. June 25, 2019)

(六) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和元年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	三浦 薫	二級建築士又は 木造建築士の別 二級建築士	登録番号	第二一〇〇号	免許取消年月日	平成三一、四、二四	免許の取消しの理由	死亡
----	------	-----------------------------	------	--------	---------	-----------	-----------	----



公 告

令和元年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和元年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和元年五月十四日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察行政	四人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉（一般）	三人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉（心理）	三人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	七人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における農林水産部に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
農業	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業土木	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
畜産	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
水産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務

機械	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	二人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
化学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関の専門業務
衛生薬学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 平成二年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者又は平成十年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和二年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは令和二年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百五回薬剤師国家試験(令和二年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和二年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和二年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設(平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。)において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは令和二年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(機械及び電気試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

令和元年六月二十三日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第四学舎四号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 令和元年七月二十日(土曜日)
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和元年七月二十二日(月曜日) から同月三十日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和元年七月四日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和元年八月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。)別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年五月十四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学
土木	工学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般

- (三) 受験上の希望事項
 身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。
- なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。
- (四) 受付の期間及び時間
 令和元年五月十四日(火曜日)から同月三十一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
- なお、郵送の場合は、令和元年五月三十一日までの消印のあるものに限ります。
- (五) インターネットを利用する方法による受験の申込み
 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 令和元年五月十四日(火曜日)午前九時から同月二十四日(金曜日)午後五時まで
- 九 その他
 その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)
社会福祉(一般)	一人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーカー、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	二人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
衛生監視	物理 化学 生物 衛生	物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産
衛生薬学	物理 化学 生物 衛生	物理 化学 生物 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度
化学	数学 物理 化学工学	数学 物理 化学工学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業
電気	数学 物理 電磁気学	数学 物理 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報 通信工学
機械	数学 物理 材料力学	数学 物理 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理 畜産物利用学 畜産経営一般
林業	森林政策 森林経営学	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。) 林業工学 林産一般 砂防工学
農業土木	数学 応用力学 水理学	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般

二 受験資格
 (一) 昭和五十五年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者が受験できます。
 (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 1 日本の国籍を有しない者
 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

試験地	会場
-----	----

- 3 場所
 試験室入室
 論文試験
 専門試験

- (2)
 試験室入室 午前九時三十分まで
 論文試験 午前十時から午後零時まで
 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

- 2 日時
 令和元年六月二十三日(日曜日)
 (1) 行政
 試験室入室 午前九時三十分まで
 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
 論文試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
 社会福祉(一般)及び土木

試験種目	試験職種	試験内容
試験論文	全試験職種	現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験
試験専門	土木	土木計画、材料及び施工とします。
試験専門	社会福祉(一般)	必要は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画(社会心理学を含む)、社会調査とします。
試験教養	行政	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験。出題分野は、社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、心理学概論(社会学心理学を含む)、社会調査とします。

- (一) 第一次試験
 1 方法、内容等
 教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。
- 三 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (二) 第二次試験
 1 方法及び内容
 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- 2 日時及び場所
 日時 令和元年七月二十七日(土曜日)又は同月二十八日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日
 場所 山口市滝町一番一号
 山口県庁
- 四 配点
 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。
- (一) 第一次試験
 1 行政 教養試験 四〇点
 論文試験 六〇点
 2 社会福祉(一般)及び土木 専門試験 四〇点
 論文試験 六〇点
 (二) 第二次試験
 口述試験等 一四〇点
- 五 合格者の決定方法
 (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
 ただし、教養試験又は専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行いません。この場合、教養試験又は専門試験の得点を第一次試験の得点とします。
- なお、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第四学舎四号館

(一) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、社会福祉（一般）及び土木の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合には、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者
令和元年七月十一日（木曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和元年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、条例別表第一の行政職給料表の一級五十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年五月十四日（火曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和元年五月十四日（火曜日）から同月三十一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和元年五月三十一日までの消印のあるものに限りま

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
令和元年五月十四日（火曜日）午前九時から同月二十四日（金曜日）午後五時

まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

公 告

令和元年度山口県保健師採用試験の実施

令和元年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

令和元年五月十四日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

保健師	試験職種	採用 予定人員	職 務 の 概 要
保健師	保健師	七人程度	知事部局（主として健康福祉センター）における専門業務

二 受験資格

(一) 平成二年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は令和二年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第百六回保健師国家試験（令和二年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時

令和元年六月二十三日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会 場
山 口 市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東 京 都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大 阪 府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第四学舎四号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日 時 令和元年七月二十日（土曜日）

場 所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日 時 令和元年七月二十二日（月曜日）から同月三十日（火曜日）までの

間 山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

第一次試験及び第二次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和元年七月四日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和元年八月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和二年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級二十五号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和元年五月十四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇二))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和元年五月十四日(火曜日)から同月三十一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和元年五月三十一日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
令和元年五月十四日(火曜日)午前九時から同月二十四日(金曜日)午後五時

まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

令和元年五月十四日印刷 発行所 山口県庁
令和元年五月十四日発行 発行人 山口県知事